

気候変動対応オペにかかる対象投融資に関する基準および
適合性の判断のための具体的な手続きの開示

2025年11月28日

当行は、日本銀行が行う気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に際して、わが国の気候変動対応に資する投融資（以下「対象投融資」）と判断するにあたっての基準および適合性の判断のための具体的な手続きについて、次のとおり開示します。

I. 国際原則または政府の指針に適合する投融資

1. グリーンローン

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンローンと判断している。

- ・ グリーンローン原則（ローンマーケット協会<Loan Market Association>ほか）
- ・ グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

(2) 上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

各種原則等に適合する投融資については外部評価を受けております。

2. グリーンボンド（サステナビリティボンドを含む。）

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンボンドと判断している。

- ・ グリーンボンド原則
（国際資本市場協会<International Capital Market Association>）
- ・ グリーンボンドガイドライン（環境省）
- ・ サステナビリティボンド・ガイドライン
（国際資本市場協会<International Capital Market Association>）
- ・ 気候ボンド基準（クライメートボンドイニシアチブ<Climate Bonds Initiative>）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では、外部評価を受けているグリーンボンド（サステナビリティボンドを含む）に投資しております。

3. サステナビリティ・リンク・ローン（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ローンと判断している。

- ・ サステナビリティ・リンク・ローン原則
（ローンマーケット協会<Loan Market Association>ほか）
- ・ グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

各種原則等に適合する投融資については外部評価を受けております。

4. サステナビリティ・リンク・ボンド（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ボンドと判断している。

- ・ サステナビリティ・リンク・ボンド原則
（国際資本市場協会<International Capital Market Association>）
- ・ サステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン（環境省）
- ・ 気候ボンド基準（クライメートボンドイニシアチブ<Climate Bonds Initiative>）

(2) 上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では、外部評価を受けているサステナビリティ・リンク・ボンドに投資しております。

5. トランジション・ファイナンス

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をトランジション・ファイナンスと判断している。

- ・ クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック
(国際資本市場協会<International Capital Market Association>)
- ・ クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針
(金融庁、経済産業省、環境省)
- ・ グリーンローン原則
(ローンマーケット協会<Loan Market Association>ほか)
- ・ グリーンボンド原則
(国際資本市場協会<International Capital Market Association>)
- ・ サステナビリティ・リンク・ローン原則
(ローンマーケット協会<Loan Market Association>ほか)
- ・ サステナビリティ・リンク・ボンド原則
(国際資本市場協会<International Capital Market Association>)
- ・ グリーンボンドガイドライン (環境省)
- ・ グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン (環境省)
- ・ 当該案件の業界にかかるロードマップ

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

各種原則等に適合する投融資については外部評価を受けております。
なお、ロードマップが存在している分野にかかるトランジション・ファイナンスについては、当該ロードマップとの整合性も合わせて確認しております。

II. I. に準じる投融資

1. 類型その1

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

以下に該当する投融資（資金使途が以下のとおり限定されている投融資）であること。

- ・ 環境アセスメント等により環境へのネガティブな影響に対処している再生可能エネルギー関連プロジェクト（例：太陽光発電設備、風力発電施設、水力発電設備、バイオマス発電設備）への投融資

(2) 上記（1）の基準の策定および（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行独自の基準については、原則として、サステナブル・ファイナンスのうち環境系ファイナンスに含まれる（ただし、国内向け案件かつ環境アセスメント等により環境へのネガティブな影響に対処している案件に限る）ものとし、環境系ファイナンスの範囲については、サステナビリティ推進委員会にて協議を行っております。

また、投融資にかかる当該基準への適合性については、案件検討時に所管部署であるコンサルティング事業部がチェックし、また気候変動関連融資の審査部署である審査部が与信判断時にチェックを行っております。

2. 類型その2

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」（資金用途が限定されていない融資）

以下の4つの要件をすべて満たす融資であること

- ① 「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合すること
- ② 融資先が気候変動対応に紐づいたKPIを設定していること
- ③ 融資の実行期間中、融資先自身がKPIの達成状況を年1回以上確認し、開示すること
- ④ 融資がポジティブ・インパクト・ファイナンスとして独立した第三者機関による外部評価を得たものであること

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行独自の基準については、原則として、サステナブル・ファイナンスのうち環境系ファイナンスに含まれる（ただし、国内向け案件かつ環境アセスメント等により環境へのネガティブな影響に対処している案件に限る）ものとし、環境系ファイナンスの範囲については、サステナビリティ推進委員会にて協議を行っております。

また、投融資にかかる当該基準への適合性については、案件検討時に所管部署であるコンサルティング事業部がチェックし、また気候変動関連融資の審査部署である審査部が与信判断時にチェックを行っております。

3. 類型その3

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

【商品名：SDGs リンク・ファイナンス】

(2025/3/31 まで)

- ・中堅、中小企業の脱炭素化に向けた取組み支援を目的とする商品。
- ・利用先は、以下の①～③の KPI からいずれかを選択し、野心的かつ有意義な挑戦目標「サステナビリティパフォーマンスターゲット (SPTs)」を設定する。
 - ①エネルギー効率
 - ②温室効果ガス排出
 - ③再生可能エネルギー
- ・SPTs 達成への動機付けとして、設定した SPTs の達成状況に応じて金利が変動する仕組みとしている。
- ・設定した SPTs の妥当性は、第四北越リサーチ&コンサルティング(株)が行う。
- ・SPTs の実績測定は、第四北越リサーチ&コンサルティング(株)が年次レポート(年1回)を借主及びコンサルティング事業部に提出することにより実施する。

(2025/4/1 以降)

- ・中堅、中小企業の脱炭素化に向けた取組み支援を目的とする商品。
- ・利用先は、以下の①～③の KPI からいずれかを選択し、野心的かつ有意義な挑戦目標(年次別目標)を設定する。
 - ①エネルギー効率
 - ②温室効果ガス排出
 - ③再生可能エネルギー
- ・年次別目標達成への動機付けとして、設定した目標の達成状況に応じて金利が変動する仕組みとしている。
- ・設定した年次別目標の妥当性は、第四北越リサーチ&コンサルティング(株)が行う。
- ・目標の実績測定は、第四北越リサーチ&コンサルティング(株)が年次レポート(年1回)を借主及びコンサルティング事業部に提出することにより実施する

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・本商品のフレームワークは、外部専門機関である(株)格付投資情報センターより「サステナビリティ・リンク・ローン原則」および「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」に対して整合的との評価を取得しています。適合していない点は以下のとおりです。

- ①利用先の事業特性等によって、1つの観点のみで SPTs の野心性が判断されるケースがあること。

②レポーティングの情報公開は利用先の任意としていること。

- 本フレームワークの策定は、常務会において審議しております。
- 本商品の取組基準に関する適合性の判断は、コンサルティング事業部が実施しています。
- 2025/4/1以降、商品改定によりフレームワークに対する第三者意見を廃止しているが、引き続き取組基準に関する適合性の判断は、「サステナビリティ・リンク・ローン原則」および「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」を参照しコンサルティング事業部が実施している。

4. 類型その4

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

【商品名：SDGs グリーン・ファイナンス】

- ・中堅、中小企業の脱炭素化に向けた取組み支援を目的とする商品。
- ・利用先は、資金使途を以下の①～④に該当するグリーンプロジェクトの全部または一部の初期投資および該当プロジェクトのリファイナンス（ルックバック期間3年、環境改善効果が見込める案件）に限定している。
 - ①エネルギー効率
 - ②クリーンな運送
 - ③グリーンビルディング
 - ④再生可能エネルギー
- ・取り組みに当たっては、環境改善効果だけでなく、環境面のネガティブインパクト及びその対応方針等も確認し、グリーンローンとして取り組むことに問題が無いかについてコンサルティング事業部が総合的な判断を行う。
- ・調達資金の全額がグリーンプロジェクトに充当されるまでの期間は、年に一度、資金の使用状況およびプロジェクトの進捗状況が分かる資料の提出を受け、コンサルティング事業部がプロジェクトの最新状況を確認する。
- ・グリーンプロジェクトの妥当性は、第四北越リサーチ&コンサルティング(株)が行う。

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・本商品のフレームワークは、外部専門機関である(株)格付投資情報センターより「グリーンローン原則」および「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」に対して整合的との評価を取得しています。適合していない点は以下のとおりです。
 - ①レポーティングの情報公開は利用先の任意としていること。
- ・本フレームワークの策定は、常務会において審議しております。
- ・本商品の取組基準に関する適合性の判断は、コンサルティング事業部が実施しています。
- ・2025/4/1以降、商品改定によりフレームワークに対する第三者意見を廃止しているが、引き続き取組基準に関する適合性の判断は、「グリーンローン原則」および「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」を参照しコンサルティング事業部が実施している。

以 上